

- 4 和解の内容
1. 被告は、本件事故を発生させ、原告に多大な肉体的及び精神的苦痛を被らせたことについて、原告に対して、改めて陳謝する。
 2. 被告は、原告に対し、本件解決金として320万円の支払義務があることを認める。
 3. 被告は、原告に対し、前項の金員を振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
 4. 被告は、原告に対し、交野市所管の学校教育現場にて、本件のような事故が再発しないよう、よりいっそうの教員の研修、設備の充実等の措置を講ずるよう努めることを約束する。
 5. 原告は、その余の請求を放棄する。
 6. 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
 7. 訴訟費用は各自の負担とする。